平成２６年（フ）第１５０号
福井県鯖江市吉江町601番地
破産者　江川建築工業こと江川宗**豢**こと　李　宗**豢**
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１３号
福井市宝永１丁目13番19号
破産者　串玄こと　木下　憲雄
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４１５号
名古屋市中村区日比津町４丁目18番14号　エル日比津Ｂ棟102号
破産者　松本　高憲
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９４０号
名古屋市天白区平針３丁目2804番地の２５―403号、従前の住所名古屋市中区大須４丁目15番４号
破産者　久保　　崇
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２８２号
愛知県津島市愛宕町９丁目51番地　愛宕雇用促進住宅４棟404号
破産者　田中　道夫
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３６４号
大阪府堺市西区浜寺石津町中２丁６番33号ロイヤル石津202号
破産者　河内　英典
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２２号
熊本県菊池市七城町小野崎159番地５、前住所熊本県菊池市隈府274番地３　エトワール祐１Ｆ
破産者　塩田　一也
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２６年（フ）第１７２号
鹿児島県鹿児島市清和２丁目２番17号　グリンパーク101号
破産者　平野　　毅
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第６８号
沖縄県那覇市銘苅２丁目６番10号　ベルフォーレｉｅｋｏｓＡ―101
破産者　西原　充雄
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２０号
北海道登別市富士町２丁目14番地
破産者　岡本　宏幸
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第２１号
北海道登別市富士町２丁目14番地
破産者　岡本　敏美
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第８３号
北海道白老郡白老町川沿３丁目２番１―３号美園団地42棟193号
破産者　田中　　均
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第４２号
釧路市鶴ケ岱２丁目11番153号　大栄マンション153号、破産手続開始決定時の住所釧路市春採２丁目13番４号
破産者　蝦名　寿也
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第８４号
釧路市大楽毛西２丁目22番１号
破産者　吉田　裕輔
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１６３号
群馬県佐波郡玉村町大字藤川18番地３
破産者　堀口　秀治
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２０号
岐阜県大垣市桧町438番地７
破産者　和コーポレーションこと　岩倉　和三
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第２５１号
静岡市葵区北５丁目26番１―205号
破産者　金谷　知紀
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２８８号
静岡県伊豆市柏久保1369番地　ファミールハイツ201号、住民票上の住所静岡県伊豆市姫之湯418番地の１
破産者　塩谷　　豊
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係